

規制の事前評価書

法令案の名称： 資金決済に関する法律の一部を改正する法律案
規制の名称： 金融のデジタル化等の進展に伴う資金決済サービスの見直し
規制の区分： ☒新設 ☒拡充 ☒緩和 ☐廃止
担当部局： 金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室
評価実施時期： 令和 7 年 3 月 7 日

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、(1)暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入、(2)暗号資産等取引に係る仲介業の創設、(3)国境を跨ぐ収納代行（クロスボーダー収納代行）への規制の適用といった措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 金融のデジタル化等の進展に伴い、送金・決済サービスの利用者・利用形態の広がりや新たな金融サービスの登場がみられ、従前の金融規制がその対象として典型的に想定していた形態とは異なる様々なサービスが提供・利用されるようになってきている。金融規制が課されているサービス提供者との衡平の確保や、遺漏のない利用者保護といった要請に加え、ビジネスの実態や金融以外の規制の適用関係も十分に踏まえつつ、こうしたサービスの健全な発展を促すための対応を検討していく必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

(1)暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の創設

- 暗号資産交換業者が破綻等した場合、現行制度上、暗号資産交換業者に対する資産の国内保有命令を発出できず、資産の国外流出を防止できない。

（注 1）暗号資産デリバティブも取り扱う暗号資産交換業者は、金融商品取引業者（金融商品取引法）の登録を受けているため、同法により国内保有命令の発出が可能。

- 金融商品取引業者に対する資産の国内保有命令を参考に、暗号資産交換業者が破綻した場合等に国内利用者の資産の返還を担保するため、その資産のうち一定のものについて、国内保有命令を発出できるように規制を導入する。

（注 2）電子決済手段等取引業者についても同様の規定を導入。

(2)暗号資産等取引に係る仲介業の創設

- 日本で暗号資産の売買・交換等のビジネスを行う場合には、暗号資産交換業者の登録が必要である。当該業者には、財務要件やマネー・ローンダリング規制が課され、暗号資産交換業者と利用者を引き合わせる（媒介する）行為のみを行う場合であっても、自らも暗号資産交換業者の登録が必要となり、暗号資産の売買・交換を業とする者との同一の規制が課される。
- 暗号資産交換業者と利用者との間で取引の媒介のみを行う場合、当該業者は暗号資産の売買等の当事者となるものではなく、また利用者の財産（金銭や暗号資産）の預託も受けないため、利用者に生じるリスク

は限定的と考えられる。そのため、暗号資産交換業者と利用者との間で取引の媒介のみを行う者について新たに仲介業を創設し、リスクに応じた規制・監督を行うこととする。

(注3) 新たな仲介業は、電子決済手段も対象とする。

[3]クロスボーダー収納代行への規制の適用

- ・ クロスボーダー収納代行について、現行制度上、資金移動業登録は必ずしも必要ではないが、海外オンラインカジノや海外出資金詐欺等に用いられる事例が存在する。

(注4) 「収納代行」とは、債権者からの委託を受けて、債務者から資金の受領を行うサービス。

- ・ また、金融安定理事会（FSB）は、2024年12月に「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告」を公表。同勧告では、国境を跨ぐ送金について、消費者被害のリスク、オペレーションリスク、マネー・ローンダリングのリスク等を指摘し、こうしたリスクに対して整合的な規制・監督を求めている。
- ・ 商品・サービスの取引成立に関与しない者が行うクロスボーダー収納代行について、国際的な要請も踏まえて、利用者保護やマネー・ローンダリング等のリスクへの対応の観点から、基本的には、資金移動業の規制を適用する。ただし、利用者保護等の観点からリスクが低いと考えられるものは、規制対象外とする。

(注5) 内閣府令において、以下のいずれかに該当する場合は規制対象外とする予定。

①プラットフォーム等が取引成立に関与する場合、②エスクローサービス（顧客のために一時的に資金を預かり、顧客の商品受領後に送金するサービス）、③資本関係がある等、受取人との経済的一体性が認められる者が収納代行を行う場合、④他法令で規律されている場合

【緩和】

<法令案の要旨>

- ・ 金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、(4)信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付け資産の管理・運用の柔軟化、(5)資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化といった措置を講ずる。

<規制を緩和する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 【新設・拡充】欄と同じ。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

[4]信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付け資産の管理・運用方法の柔軟化

- ・ 法定通貨と連動する価値を有し額面で償還を約するもの等である電子決済手段（ステーブルコイン）の一種の特定信託受益権について、現行制度上、価格安定性・償還確実性を担保する観点から、発行者は、発行額に相当する裏付け資産の全額を要求払預貯金で管理する必要がある。
- ・ 一方、海外では、ステーブルコインの裏付け資産として、短期国債等も認められている。
(注6) 日本においては、他の主要国に先行して2022年にステーブルコインに係る規制を導入（2022年6月公布）。
- ・ そのため、国際的な動向を踏まえ、特定信託受益権の裏付け資産について、発行額の50%を上限に、元本を毀損しない形で、①満期・残存期間3か月以内の日米国債や、②中途解約が認められる定期預金による管理・運用を認める。

[5]資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化

- ・ 現行制度上、資金移動業者が利用者から受け入れた資金の保全については、①供託のほか、②銀行等による保証や③信託も認められている。しかしながら、②③の場合であっても、破綻時には、必ず供託手続を通じて国が各利用者に返還するとされているため、これに最低でも170日を要する。

- ・ 資金移動業者の破綻時の利用者資金の返還について、既存の供託を経由する返還手続（①②③）に加え、新たに、④銀行等の保証機関による直接返還及び⑤信託会社等による直接返還を追加する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）※緩和に該当する④、⑤は記載不要。

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

☒ 検討した ☐ 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

(1)暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の創設

- ・ 代替案として、暗号資産交換業者等の保有する全ての資産について国内保有命令を措置することも検討したが、代替案の場合、金融商品取引業者に対する規制と比べて厳格な規制となること、一律に、より高水準の規制を遵守する費用が発生することから、事業者の参入や既存の事業者によるサービスの提供の障害となることが想定されるため、採択しないこととした。

(2)暗号資産等取引に係る仲介業の創設

- ・ 代替案として、暗号資産交換業者と利用者との間で取引の媒介のみを行う者に対し、暗号資産交換業の規制を適用しないことも検討したが、代替案の場合、利用者保護に欠けることから、採択しないこととした。

(3)クロスボーダー収納代行への規制の適用

- ・ 代替案として、規制対象外の行為を一切設けず、クロスボーダー収納代行を業として営む者全てに対して、資金移動業の規制を適用することも検討したが、代替案の場合、全てのクロスボーダー収納代行において、個別のビジネスの対応や規制遵守を求めるため、事業者及び利用者への負担が増え、影響が大きいことから、採択しないこととした。

<その他非規制手段の検討状況>

- ☒ 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した
- ☐ 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった
- ☐ 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
- ☐ 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

(1)暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の創設

- ・ 本案では、暗号資産交換業者（29社[2025年2月28日現在]）・電子決済手段等取引業者（0社[2025年2月28日現在]）の破綻時の適切な利用者保護といったプラスの効果が得られる一方で、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、両者を合算してもプラスの効果が得られると考えられる。

(2)暗号資産等取引に係る仲介業の創設

- ・ 本案では、リスクに応じた規制が実現し、適切な利用者保護や仲介業者の業務運営の質の確保といったプラスの効果が得られる一方で、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、両者を合算し

でもプラスの効果が得られると考えられる。なお、事後評価の際には業者数を把握の上、評価予定。

(3)クロスボーダー収納代行への規制の適用

- ・ 本案では、適切な利用者保護やクロスボーダー収納代行を行う事業者の業務運営の質の確保、マネロン等対策の実効性の向上といったプラスの効果が得られる一方で、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、両者を合算してもプラスの効果が得られると考えられる。なお、事後評価の際には業者数を把握の上、評価予定。

【緩和】

(4)信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付け資産の管理・運用の柔軟化

- ・ 本案では、特定信託受益権の発行者（0社[2025年2月28日現在]）等について、米国やEU等の主要法域とのイコールフットINGが図られ、国際競争力の向上といったプラスの効果が得られる一方で、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、両者を合算してもプラスの効果が得られると考えられる。

(5)資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化

- ・ 本案では、資金移動業者（82社[2025年2月28日現在]）の破綻時の利用者資金の返還方法の選択肢が追加されることに伴い、迅速な資金返還の実現が可能となるため、利用者利便の向上といったプラスの効果が得られる一方で、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、両者を合算してもプラスの効果が得られると考えられる。

4 負担の把握

【新設・拡充】

(1)暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の創設

<遵守費用>

- ・ 命令が発出された場合には、暗号資産交換業者（29社[2025年2月28日現在]）・電子決済手段等取引業者（0社[2025年2月28日現在]）において、規制の遵守に係る費用（例えば、秘密鍵を国内のコールドウォレットで管理するための費用）が発生する。

<行政費用>

- ・ 命令が発出された場合には、暗号資産交換業者（29社[2025年2月28日現在]）・電子決済手段等取引業者（0社[2025年2月28日現在]）に対する関連法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。

<その他の負担>

—

(2)暗号資産等取引に係る仲介業の創設

<遵守費用>

- ・ 仲介業を行おうとする者において、登録申請に係る費用や規制の遵守に係る費用（例えば、利用者への説明に要する費用）が発生する。

<行政費用>

- ・ 登録審査に係る費用が発生する。また、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対する関連法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。

※ 事業を行うかどうかは、個々の事業者の経営判断によるものであり、現時点で登録の計数を推計することはできない。

<その他の負担>

—

(3)クロスボーダー収納代行への規制の適用

<遵守費用>

- ・ 規制対象となるクロスボーダー収納代行を行おうとする者において、登録申請に係る費用や規制の遵守に係る費用（例えば、利用者資金の保全に要する費用）が発生する。

<行政費用>

- ・ 登録審査に係る費用が発生する。また、資金移動業者に対する関連法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。

※ 事業を行うかどうかは、個々の事業者の経営判断によるものであり、現時点で登録の計数を推計することはできない。

<その他の負担>

—

【緩和】

(4)信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付け資産の管理・運用の柔軟化

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 特定信託受益権の発行者（0社[2025年2月28日現在]）等において、規制の遵守に係る費用（例えば、信託財産の管理に要する費用）が発生する。

<行政費用>

- ・ 特定信託受益権の裏付け資産の管理・運用に係る関連法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。

<その他の負担>

—

(5)資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 資金移動業者（82社[2025年2月28日現在]）において、規制の遵守に係る費用（例えば、資金の返還に当たって必要となる情報の取得に要する費用）が発生する。

<行政費用>

- ・ 資金移動業者に対する関連法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。

<その他の負担>

—

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充・緩和】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

(1)暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の創設

- ・ 特段無し。

(2)暗号資産等取引に係る仲介業の創設

- ・ 特段無し。

(3)クロスボーダー収納代行への規制の適用

- ・ クロスボーダー収納代行を提供している業者に対する影響も踏まえ、規制を課すべき対象について検討をしてほしい。

(4)信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付け資産の管理・運用の柔軟化

- ・ 特段無し。

(5)資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化

- ・ 実際に新たな手段、保存の方法が多く資金移動業者に利用されることで、還付手続が迅速化され、利用者保護に資することになるよう、コスト、事務負担の両面で資金移動業者が選択し得る制度となるような柔軟な工夫をしてほしい。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 資金決済制度等に関するワーキング・グループ：令和6年9月25日、10月17日、11月7日、11月21日、12月9日
- ・ 業界団体との意見交換会：令和6年11月22日（日本暗号資産等取引業協会）、11月28日（日本資金決済業協会）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 資金決済制度等に関するワーキング・グループ：あり
- ・ 業界団体との意見交換会：なし（「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」の公表あり）

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充・緩和】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。施行後5年以内に事後評価を実施する。

<上記以外の法令案>

—